

『日本外交文書』概要

「GATTへの加入」上・下

戦後期の『日本外交文書』は、「サンフランシスコ平和条約」シリーズ（全三巻）、「占領期」シリーズ（全三巻及び関係調書集）、「国際連合への加盟」及び「日華平和条約」を特集として刊行済みである。またこれと並行して編年方式の「昭和期IV」（一九四五～一九六〇年）シリーズについても、「日米関係第一巻（昭和二十七～二十九年）」を刊行した。

本巻は、外交史料館が所蔵する「特定歴史公文書等」から、わが国のGATT（関税及び貿易に関する一般協定）加入に関する主要な関係文書を選定して、「GATTへの加入」として特集方式で編纂し、上下二冊に分けて刊行した。本書の採録文書数は計八一一文書、本文一〇六三頁、日付索引を含めた総ページ数は一一四三頁である。本書の刊行で『日本外交文書』の通算刊行冊数は二二六冊となる。

一、本巻の構成

本巻の掲載事項（目次）は次のとおり。

- 一 日本への加入申請と締約国会議などでの討議
 - 1 第六回締約国会議へのオブザーバー参加
 - 2 加入申請書の提出
 - 3 日本加入に関する第七回締約国会議の決議
 - 4 会期間委員会における日本加入勧告案の作成
 - 二 仮加入方式と輸入税率据置きの検討
 - 1 米国の互惠通商協定法単純延長と仮加入方式の追求
 - 2 輸入税率据置き品目の検討と仮加入申請書の提出
 - 3 会期間委員会での仮加入決議案検討と据置き品目案の作成
 - 三 仮加入の実現
 - 1 第八回締約国会議における支持要請
 - 2 二分案の検討
 - 3 仮加入の実現
- 〈参考〉
- 「ガットの解説書」
- 「関税及び貿易に関する一般協定」

（以上、上冊）

四 対日関税交渉の実施

- 1 対日関税交渉の実施要請
- 2 関税交渉の手続きをめぐる対応
- 3 対日関税交渉への参加要請
- 4 対日関税交渉の実施
- 五 G A T T 三十五条援用問題
 - 1 英国の三十五条援用声明
 - 2 三十五条の援用回避に向けた対応
 - 3 産業保護の保証をめぐるドイツ・インドとの交渉
 - (一) ドイツ
 - (二) インド

六 G A T T への正式加入

- 1 加入議定書への署名
- 2 加入決定案への賛成投票要請
- 3 正式加入の実現

日本外交文書 G A T T への加入 日付索引

二、本巻の概要

- 一 日本の加入申請と締約国会議などでの討議
 - 1 第六回締約国会議へのオブザーバー参加

(以上、下冊)

一九四九(昭和二四)年八月、米国務省は日本政府に対し「米国は、仏国アヌシーで現在開催中のG A T T多角的貿易交渉において、次回開催の貿易交渉に日本を招請すべきとの提案をしたいが、日本の意思及び準備状況は如何」とG H Qを通じて照会してきた。これに対し外務省は、大蔵省の同意を得て、参加の希望を回答した。

その後、日本のG A T T加入問題は、米国から関係国に打診が行われたが、英国などの反対があり、議案として正式に討議されるまでには至らなかった。他方で米国は、日本に対しG A T T加入に向けた国内の準備態勢を整えるよう要請し、G H Q主導で「貿易協定委員会」の設置などが検討された。日本としては、長期に及ぶと思われるG A T T加入交渉について準備を進めることは必要と考えるが、関税自主権は国権の重要な柱であるので、占領期間中にS C A Pの管理下で加入のための関税交渉を行うことは極力避けるべきであり、関税交渉は講和を達成したのちに行うことが最善であると考えていた。

対日平和条約が成立した直後の一九五一年九月中旬、日本は開催中のG A T T第六回締約国会議に対し、オブザーバー参加を要請した。関係国間に種々の議論はあったが、この要請は認められ、日本は萩原徹在パリ在外事務所長を代表として、初めてオブザーバー参加を果たした。日本は、このオブザーバー参加を通じて、イギリス、フランス、オーストラリアなどに、日本加入への強い反対があることを痛感することとなった。会議終了後、朝海浩一郎在ロンドン在外事務所長は、G A T T加入の成否は、いかに英国との話し合いを遂げるかにあると

の意見を東京へ上申した。

(採録文書数20文書)

2 加入申請書の提出

一九五二年三月、平和条約の発効が間近に迫ると、いよいよ日本はGATTへの加入申請を検討し始めた。米國務省は、主要国の中に反対があることから、加入申請は時期尚早であるとの意見だったが、日本政府としては、輸出貿易への差別待遇のおそれを正式な条約の形式で排除することを重視し、申請の準備を進めた。閣議決定を経て、同年七月一八日、日本は加入申請書をGATTへ提出した。

当時のGATTの規定では、加入申請に対し三か国以上の反対がなければ、加入に向けた関税交渉を開始することができる定められていた(簡易手続き)。しかしイギリス、オーストラリア、ニュージーランドの反対で(表向きは、日本のように重要な貿易国の加入は、簡易手続きによらず、締約国会議で十分に審議するのが望ましいという理由で)、日本加入問題は一〇月に開催が予定される第七回締約国会議に付託されることとなった。

日本の加入申請に対する各国の回答振りをGATT事務局長から内密に聞き出した日本は、イギリスなどの翻意に努めるとともに、第七回締約国会議では日本の加入申請が採択されるよう努力し、もし審議が紛糾して翌年の第八回締約国会議へと持ち越す形勢となる場合に、日本を次期多角的関税交渉に招請する決議を成立させる方針で臨

むことを決定し、九月一二日、会議への派遣が内定していた萩原駐スイス公使へ訓令として通報した。

(採録文書数31文書)

3 日本加入に関する第七回締約国会議の決議

第七回締約国会議は、一九五二年一〇月二日から開始され、日本はオブザーバーとして会議に参加した。会議では、英連邦諸国の特惠関税会議の帰趨、米大統領選挙の結果、それに基づく米国の通商政策の基本方針など、先行きが不透明な要素が多く、次期多角的関税交渉の開始時期を決定することができなかった。そのため日本加入問題は、会期間委員会(今次と次回の締約国会議の間に設けられる委員会)で検討するという妥協案で解決せざるを得ない状況となった。日本としては関税交渉を遅くとも翌五三年秋までに実施することが事実上担保されるのであれば、この決議で満足することとした。

こうして一〇月一四日、全会一致で(チェコスロバキアは棄権)、決議が採択された。決議は、日本の加入を主義上認め、会期間委員会を設置して日本とも協議の上、加入条件・加入時期を検討するという内容だった。日本は会期間委員会での審議を促進し、将来の加入において不当な条件を付けられないようにするため、第七回締約国会議のワーキングパーティーにおいて、日本の労働水準や通商政策を丁寧に説明し、関係国に理解を求めた。一方で、代表として会議に参加した萩原公使は、英国が「各国が高い会費を払ったクラブに、新たに入る

うとする日本に対して、いくら出させて入れるかの問題なり」と述べたことから、日本加入に対して厳しい姿勢で臨む国があると予想されるため、対抗手段としての複関税制度を至急研究して、現行関税制度を改正すべきとの意見を具申した。

(採録文書数32文書)

4 会期間委員会における日本加入勧告案の作成

会期間委員会は、一九五三年二月二日から始まった。同委員会では、日本加入の条件と時期を検討し、締約国に対する報告書(勧告案)の作成が行われた。

条件の面では、戦前の日本貿易をイメージし、ソーシャルダンピングを警戒する英国の主張によつて、「正常な競争の範囲を超えて、特定の国の輸出が異常に増大するような緊急特別の事態においては、関係締約国は締約国会議の事後審議を条件として、直ちに對抗措置をとらう」という趣旨の条項を、日本加入議定書に加える案が提起された。日本としては、日本加入議定書にこのような条項が記載されることは、日本の体面上面白くないことから、別個の規定とするよう折衝した。その結果、報告書では「セーフガードは日本のみを対象とするものであつてはならない」との文言を盛り込み、「三〇日以内に事態が改善されない場合は、暫定的な防衛措置をとらう」との宣言を作成すべきとの勧告となつた。

また関税交渉の時期については、日本は「できる限り早い機会」と

するよう求めたが、米国は、同国議会で互恵通商協定法(米国におけるGATT譲許の根拠法)の延長が審議中のため、この延長法案が議会通过する前に関税交渉の手続きを進めることには絶対に応じない姿勢だつた。このため、会期間委員会において関税交渉の時期を確定することは困難で、有効な勧告を行うことはできなかった。

他方で、現行の関税譲許は五三年末に効力を失うため、年内に延長措置をとる必要があつた。そこで会期間委員会は、年内に一般関税交渉を行う必要を認め、日本加入のための関税交渉も、この一般関税交渉の一環として行うことが、交渉の時期が多少遅れるとしても、交渉範囲の拡張から来る利益が補つてあまりあると認め、日本の加入条件および一般関税交渉の時期・形式に関して、できる限り早く特別締約国会議を開催して決定するよう締約国に勧告することとした。

こうして二月一三日、会期間委員会は以上の勧告を盛り込んだ報告書を採択して終了した。

(採録文書数42文書)

二 仮加入方式と輸入税率据置きを検討

1 米国の互恵通商協定法単純延長と仮加入方式の追求

日本は、会期間委員会の報告書に従い、一九五三年夏に開催される予定の特別締約国会議で、一般関税交渉の時期・形式が確定することを期待し、関係各省が連絡会を開催して、関税交渉の準備を進めた。ところが、同年四月、米国政府は議会運営が厳しい状況にあること

から、互恵通商協定法を一年間単純延長し、その間は通商政策の全面的な再検討を行い、メジャーな関税交渉は一切行わない方針を採用することが確実となった。米国の参加なくして、一般関税交渉を開催することは不可能であるため、GATT締約国の大勢は、五三年末に効力を失う現行GATT関税譲許を、秋の第八回締約国会議で単純延長する方向に傾いた。こうなると一般関税交渉は行われず、従って日本加入のための関税交渉も目途が立たないこととなる。そこで日本は四月一〇日、米国に対して一般関税交渉に応じるように再考を求め、やむを得ざる場合には、少なくとも日本との二国間関税交渉に応じるよう要請した。

しかし日本の要請にもかかわらず、米国は関税交渉を一切行えないとの態度を固持した。また米国は、日本加入問題を話し合うための特別締約国会議が開かれても、参加しない意向を示した。この状況で、GATT事務局から内々に提示されたのが、仮加入方式だった。要するに、加入のための関税交渉を先送りにして、日本がとりあえず仮加入するという方式だが、日本が何らの負担を負わずにGATT協定国としての利益を享有できるのでは、既締約国は納得しがたいと予想された。そこで事務局が提案したのが、仮加入に当たり代償として、日本が現行輸入税率を一般関税交渉が開始されるまで据置くという案だった。日本としては税率据置きを受け入れて仮加入するか、GATT加入を当分見合わせるかの選択を迫られた形となった。この方式をめぐり、日本はGATT事務局および米国と極秘裏に検討を進めた。

その一方でGATT事務局は六月八日、GATT譲許の延長問題と日本加入問題を議題として、八月一七日から会期間委員会を開催する旨を締約国に提案した。

(採録文書数55文書)

2 輸入税率据置き品目の検討と仮加入申請書の提出

外務省は輸入税率据置きについて大蔵省や通産省と協議し、既に国会において審議中で近く税率上げが成立する七品目以外に、若干の品目について除外を求めることができるとすれば、仮加入の実現に努力すべしという方針を固めた。そして一九五三年七月三二日の閣議で、「日本加入のための関税交渉を近く実施することが不可能の場合は、関税交渉を行うことなく、暫定的に日本のGATT加入を認めるよう申し入れることとし、そのため現行のGATT税率の延長が予定される一九五五年六月末、または一般関税交渉の開始時のいずれか早い時期まで、関税の相当部分を現行の率に据置く用意がある旨をあわせて申し入れることとする」と決定した。

萩原駐スイス公使は訓令に基づき、八月四日付でGATTへの仮加入申請を締約国会議議長に提出した。この申請文は、日本政府の原案をジュネーブで萩原公使とGATT事務局長が協議・修正したもので、据置き品目数については「substantial number」という表現が用いられた。この表現については、米国から「若干の例外以外は全品目」ということでなければ、締約国会議での各国との調整に時間を要するた

め、各国の同意を短期間で得ることが困難となり、米国内の審議も複雑化するおそれがあるとの指摘を受けたが、日本としても国内の非難を回避するギリギリの表現であるため、直ちに修正に応じることはできなかつた。

(採録文書数43文書)

3 会期間委員会で仮加入決議案検討と据置き品目案の作成

事務局の提案に従い、会期間委員会は一九五三年八月一七日から始まった。同委員会では、日本の仮加入申請を締約国会議で採択する際の決議案を事前に作成し、締約国に示すこととなった。事務局によって、決議案と協定案の二案(ほぼ同内容だが、決議案は一定の義務を負う一方的な意思表示で、いつでも受諾を撤回し得るのに対し、協定案は完全な合意で法律上の効果が安定する)が作成され、八月二〇日、参加国へ配布された。各国からは何らの意見も出ず、各自本国に持ち帰って研究し、締約国会議で議論することとなり、同日、会期間委員会は終了した。

一方、締約国会議で示す据置き品目について、日本は早急に確定する必要があつた。日本は米国の意見にも配慮して、総税目数の九割(貿易量においてもほぼ九割相当)を据置くことを決断し、九月四日、据置きの例外とする品目表を閣議決定した。同八日、日本はこの除外品目表を事前に米国内示して意見を求めた。米国からは、例外主義となつたことに満足の意が示され、検討の結果として、いくつもの品目

について除外の再考を求める意見が示された。日本は、この意見に対して、特に米国が強く撤回を求めた自動車関連のみを除外品目から落とすこととし、米国の了解を取付けた。こうして九月一七日、日本はGATT事務局に対し、除外品目表を提出した。

(採録文書数32文書)

三 仮加入の実現

1 第八回締約国会議における支持要請

第八回締約国会議は、一九五三年九月一七日から始まった。日本の仮加入問題は、九月二三日から討議されることとなり、日本代表の松本駐英大使と萩原公使は、各国代表と個別に会談して、支持取付けに奔走した。会議開始当初、日本が米国側と行った票読みでは、英、豪、ニュージーランド、南アフリカ、南ローデシア、チェコスロバキアの六か国の反対が確実と思われた。総数三三か国のうち、三分の一以上の二二か国が反対ないし棄権すれば、決議は否決されるため、日和見的な態度をとる欧州や南米の諸国に対する工作が成否を握ると思われた。

支持取付けで日本が重視したのは、カナダとベルギーだった。英連邦諸国の中で、唯一反対の態度を示していないカナダは、英国に同調して棄権するおそれがあつたが、賛成票を獲得できれば、日和見の諸国への影響が大きいのと思われた。またベルギーは、ベネルクス三国の票の行方を決めるため、こちらも賛成票の獲得が必要だった。カナダは日加通商条約交渉の促進を、ベルギーはベルギー領コンゴへの輸出数量制限での

譲歩を日本に求め、日本はこれに誠実に対応する姿勢を示して、支持取付けに努めた。さらにギリシア、ドミニカ、チリ、ペルー、キューバなどからも要望が寄せられ、日本は可能な範囲でこれに対応した。

(採録文書数35文書)

2 二分案の検討

会期間委員会が提示した決議案は、(A) 日本をGATTの会議に参加せしめること、(B) 日本との通商関係をGATTの規則で律すること、の二点がポイントとなるが、日本が事務局や米国側と協議した際には、この二点を一つの文書で押し切れるかが焦点になると思われた。この二点を別々の文書とする案も検討されたが、その場合、(A) の決議にのみ賛成し、(B) の文書には署名しない国が多くなり、仮加入の意味がオブザーバー参加と大差ない結果となることが懸念された。そこで日米両国は、英国などを牽制しつつ、賛成票を増やすために、単一決議案で押す方針とした。

しかし、英仏など主要国から相当数の反対または棄権が出る可能性が高まると、事務局は九月末、決議案から(B)の趣旨を議定書として分離する案(二分案)を作成し、決議に反対している諸国を中心に個別的な打診を開始した。二分案については九月二十八日、仏国がこの趣旨に言及し、英国も賛同した経緯があり、反対国も決議のみには賛成する可能性が高かった。

他方、米国は、決議が満場一致となっても議定書に参加する国が少

数になる可能性を懸念し、二分案に反対した。議定書の参加国が少数となった場合、英国が従来主張しているように、日本の加入問題は次回締約国会議まで結論を持ち越すべきとの議論が起きることを警戒したからだ。日本は米国と協議の上、米国と同様の態度をとることとした。

萩原公使は一〇月二日、加入決議と協定適用議定書を分離した方式(二分案)を採用しても、議定書への署名国の著しき減少を防止できれば、単一決議案よりも良いのではないかと意見を具申した。外務本省もこの意見に賛同したが、ジュネーブでの討議は流動的で、英国も二分案に明確な賛同を示さなかったため、一〇月二日、起草委員会は二分案の含みを残しつつも、単一決議案を採択する方向で議論を集約した。

(採録文書数52文書)

3 仮加入の実現

日本仮加入の決議は、一〇月二日以降に採択される見込みとなったが、一〇月一九日の段階でも、日本の票読みでは反対または棄権が一か国と予想された。さらにこの段階でインドネシアが棄権の意向を示したため、日本は翻意に努めた。

ここに至り外務本省は、二分案での決議成立が確実ならば、二分案の採用を希望する旨の訓令を一〇月二〇日、ジュネーブに発電した。ジュネーブの日本代表団は、米国側と協議し、仮加入が採択によって

否決されることは、英国なども本音としては避けたいと考えていることから、二分案を採用する方向で米国の協力を要請した。こうして一〇月二二日、日米間で二分案のドラフティングを決定した(この段階で二分案の議定書は宣言となった)。二分案が採用されることで、日米の諸国も決議には賛成することがほぼ明らかとなった。なお、据置き品目については、相当数の国から要望が出され、若干の品目の据置き追加を受け入れた上で、一〇月二〇日、修正作業を完了した。

日本仮加入に関する決議の採択は、一〇月二三日に行われ、二六か国の賛成で可決された。英、豪、ニュージーランド、南アフリカ、南ローデシア、チェコスロバキア、ビルマの七か国が棄権し、反対はなかった。なお、ビルマは翌二四日、本国からの訓令が遅れたとして賛成を表明し、賛成国として記録に留められることとなった。次いで一〇月二四日、日本との通商関係にGATTの規定を適用する旨の宣言の署名式が行われ、日本のほか、デンマーク、フィンランド、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、インド、アメリカの八か国が署名した。委任状未到の国も多く、さらに一〇か国程度はいずれ署名が得られる見通しだったが、日本としては署名国を増やすべく、以後も外交努力を続けることとした。

(採録文書数41文書)

なお、上冊の末尾に(参考)として、「ガットの解説書」および「関税及び貿易に関する一般協定」を採録した。

四 対日関税交渉の実施

1 対日関税交渉の実施要請

一九五三年一〇月、日本はGATTへの仮加入を果たしたが、正式加入を目指していた日本にとって、仮加入は不本意な結果であり、その原因は一年間メジャーな関税交渉を一切行わないというアメリカの通商政策の影響を受けて、GATT加入のための関税交渉を実施できないところにあつた。

そこで日本は一九五四年一月、米国のランドール委員会が通商政策に関して大統領へ勧告を行うと、同勧告への意見という形で、速やかに関税交渉を開始したい意向を米国務省へ申入れた。これに対し国務省は、日本の立場は可能な限り考慮するが、互恵通商協定法の延長をめぐる議会審議の先行きが不透明のため、確実なことは言えないとの態度を示した。

同年五月、互恵通商協定法が前年同様一年単純延長となる見通しが濃厚になると、日本は米国に対し、多角的な一般関税交渉が実施困難な場合には、二国間関税交渉だけでも実施を要望すると申入れた。これに対し国務省は六月四日、ダレス長官が上院で「日本の経済状態改善のため、協定法が延長されればGATTにおいて日本との関税交渉を進める」と表明した。さらに国務省は同一四日、法案が上院を通過次第、直ちにGATT締約国に対し、「日本正式加入のための関税交渉を行う方針なのでこれに参加されたい」との通告を発する意向であると

日本側へ内示した。その後、日米間で締約国へのアプローチの方法が協議され、また日本側はGATT事務局と協議の上、七月五日、関税交渉の実施を要請する申請書を事務局へ提出した。

(採録文書数43文書)

2 関税交渉の手続きをめぐる対応

一九五四年七月八日、米国務省は日本に対し、英国内にはGATT協定による日本への長期的な最恵国待遇の許与に強い反対があることを踏まえ、日本加入の議定書に何らかの留保規定を付すことも一案と考えられるとして、その当否を照会してきた。これに対し日本は、他の締約国と全く同等の地位における加入を希望すると答え、差別待遇を承諾しない方針を明らかにした(米国は日本の考え方は十分了解すると回答した)。

七月二十九日、日本は会期間委員会において関税交渉申請書の趣旨を説明し、翌年二月からの関税交渉開始と、参加国を早めに知り得る手続きの確定を求めた。大半の国が交渉実施に原則賛成したが、イギリスとフランスは日本加入にコミットできないとして態度留保を表明した。その後、日本の要請に基づいて、関税交渉の手続きを定めた報告案(会期間委員会からGATT総会に対する勧告)が事務局によって作成され、八月二日には無修正で採択された。

この勧告案は、一〇月二十九日の総会において二七か国の賛成で可決され、日本加入のための関税交渉が翌五五年二月二一日から開始され

ることが決定した。総会に出席した松本大使は一月九日の電報で、できる限り多くの国を関税交渉に引入れることが重要で、多数の国が日本加入を支持することになれば、加入反対の立場をとるイギリスを弁解困難な状況に追込むことができるとの意見を具申しした。

このように関税交渉の手続きが進められる一方で、日米間では譲許を希望する品目のリスト交換など、予備交渉が開始された。一二月一三日に大統領が関税交渉の宣言を行うと、日本は米国の公聴会で交渉品目に関する日本の貿易状況を説明するなど、対応に迫られた。また日本は、仮加入宣言の有効期限が翌年六月に切れるが、それまでの正式加入実現は日程的に難しいことを懸念して、宣言の延長を事務局と協議し、一九五五年二月一日、仮加入期限を五五年末まで延長する議定書が成立した。

(採録文書数30文書)

3 対日関税交渉への参加要請

関税交渉申請書を提出した直後の一九五四年七月八日、日本は関係国に対する関税交渉への参加要請に着手した。日本の要請に対し、イギリスやフランスなどの態度は変わらなかつたが、交渉参加を事務局へ通報する目安とされた九月一五日までに、アメリカ、ドイツ、イタリアなど八か国が参加を通報した。その後も日本は粘り強く参加要請を続け、最終的には一七か国が対日関税交渉への参加を表明した。

ところが秋頃から、オーストリアやインドなど、仮加入に賛同した

国の中に交渉参加に難色を示す国が現れた。関税交渉開始が目前となった五五年二月一六日には、オランダから「ベネルクス三国は不参加」との通報があり、日本は衝撃を受けた。萩原公使は、ベネルクス三国の不参加は日本のGATT加入をほとんど不可能ならしめるとの見通しを示し、あらゆる方法を講じて再考を促す必要があるが、オランダの態度は主として綿糸布の問題にあることが明らかなたため、何らかの方法で誠意を示す必要があると意見具申した。

ハーグの岡本大使は、直ちにオランダ外務省に日本の事情を説明して再考を求めたが、オランダ側は、自由陣営内における日本の重要性というような大局論は、英仏など自由陣営のリーダーが消極的態度をとっているのだから説得力を欠き、オランダとしては英仏の態度変更がない限りは関税交渉に参加しないと答え、説得に応じなかった。またオランダは、日本の加入には賛成するが、関税交渉の枠外であらかじめ両国間に必要な協議を遂げる必要があると述べ、日本の輸出が過剰に増大した際の抑制の保証をめぐり二国間での取決め成立を求めた。インドやオーストリアからも同様の要求が出されたため、以後、日本は対応に苦慮することとなった。

(採録文書数66文書)

4 対日関税交渉の実施

日本の正式加入のための関税交渉は、一九五五年二月二二日から開

始された。日本は、外務省、大蔵省、通産省、農林省からなる総勢二八名を交渉団としてジュネーブに派遣した。

各国との関税交渉においては、米国の交渉が圧倒的な比重を占めていた。GATTの関税交渉では、最初に譲許しうる最大限度の品目を交換し、以後、譲許を削減しつつ合意を目指す方式が通例であったが、米国に対して日本が提示した譲許品目は二〇程度であったため、ダレス國務長官は「日米双方に利益がある合意が絶対に必要であり、それが不可能ならば交渉団の引揚げを勧告せざるを得ない」と不満を表明した。

米国は互惠通商協定法の期限の関係から五月下旬に交渉を終える必要があり、日本は本国から携行した最大限の譲許表を再提出して妥結を急いだ。交渉の最終段階では、日本側オファアのマグロ缶詰の税率引下げ、米国オファアの大型・中型自動車の税率引下げをめぐって交渉は難航したが、日本側は関係四省次官の極秘会合で、日本側オファアの貫徹を条件に米国オファアの受諾を決定し、日米交渉は五月二二日に完了した。

また米国は、日本に譲許を与える産業の賃金がサブスタンダードでないことに固執し、労働賃金に関する声明の発出を日本に求めた。しかし日本側は、労働基準法が定める最低賃金制の実施は近き将来に条件が整う見込みが極めて薄いことから、モラル・オブリゲーションであつても実施不可能なことを約束することに難色を示した。この問題は協議の末、非公表の交渉議事録に、日本側の発言として最低賃金

制に言及することで合意に至った。

そのほかの諸国との交渉では、ドイツとの交渉が難航したが、六月七日には一七か国すべての交渉を終了した。また譲許すべき品目がなるとの理由で関税交渉を実施しなかったトルコとセイロンの二国は、最惠国待遇の相互許与を表明することを約した。交渉終了とともに「日本加入のための議定書」が作成され、関係国の署名を待つこととなった。

(採録文書数55文書)

五 GATT三十五条援用問題

1 英国の三十五条援用声明

一九五四年九月下旬、GATT事務局長は、日本加入問題に関する英米との打ち合わせ状況を極秘に日本側へ通報した。それによると英国が日本加入を賛成する案として、(A) 日本加入議定書に「貿易上の混乱が生じた際には日本とのGATT関係を停止する」と記載する方法、(B) 日英間に二国間協定を結んで、緊急の場合には日英間のGATT関係を停止できると約束する方法、(C) 英国は加入に賛成するがGATT三五条(二締約国間に関税交渉が行われず、一方の国が加入した際に、他方の国がGATT適用に同意しない場合は、両国間にGATTを適用しない)を援用して正式なGATT関係の成立は将来に待つ方法、の三案が検討されているとのことだった。

その後、日本が米國務省筋から得た情報では、英国は(B)の二国間協定を希望し、日本はそれを受諾するだろうと考えていることがわ

かった。萩原公使は英国と二国間協定を結ば、他の諸国も同様の協定を求めることは必至であり、二国間協定は締結すべきではないとの意見を具申し、本省も二国間協定は絶対不可とのスタンスだった。

しかし英国は一〇月二三日、二国間協定で一方的に抑制措置を実施できるようにGATT協定を修正した上で、日英間にこの趣旨の二国間協定を結ぶことを提案し、近く訪英する吉田総理に対してこれを提議する意向を内報してきた。ロンドンの松本大使は、訪英中の萩原公使らと協議し、たとえ英国が三五条を援用することになっても、二国間協定には同意できないとの結論に達した。松本大使はロンドンに到着した吉田総理にこの趣旨を説明し、吉田総理は一〇月二七日のイーデン外相らとの会談で、英国提案に深くコミットせず、事務局で協議を続ける旨を述べるにとどめた。

日本は英国提案への正式回答をすぐには行わず、ようやく一一月三〇日に至り、書面で二国間協定案は受諾できない旨を回答した。萩原公使は、英国提議を拒否したまま放置するのは適当ではなく、二国間協定案に代わる何らかの落としどころを探るべきと具申ししたが、本省は一二月二〇日、英国との話し合いは加入成立まで待つべきで、まだその時機ではないと回訓した。

その後、駐日英国大使は一九五五年四月一日、「二国間協定案は拒否されたままとなつていところ、英国政府は三五条の援用を近く議会で表明せざるを得ない。ただし他の締約国に対して日本の加入を邪魔することはない」と日本側へ通報してきた。こうして英国政府は四

月一九日、日本に対しGATT三五条を援用し、日本とGATT上の関係を締結しない旨を声明した。なお英国はこの声明において、両国通商関係を恒久的基礎に置くため、日英通商航海条約の締結交渉を行いたい旨を付け加えた。

(採録文書数36文書)

2 三十五条の援用回避に向けた対応

前述したようにオランダは、対日関税交渉の開始直前に不参加を表明し、その際に日本の輸出が過剰に増大した際の抑制の保証をめぐり二国間での取決め締結を求めた。萩原公使はGATT二三条(自国の利益が侵害された際に関係締約国に申立てができ、関係国間で調整不能の場合は、締約国団が裁定を下す)の新解釈を日蘭間に適用するフォーミュラ(萩原私案)を作成し、本省の了承を得て、一九五五年四月一九日、オランダ側へ提示した。しかし同国は採用困難と回答し、五月七日には三五条の援用を示唆した(五月二四日にはベネルクス三国として三五条援用を決議)。またオーストリアも五月一日、日本の加入には賛成投票するが、三五条を援用してGATT協定を適用しないと通報してきた。

五月下旬、当時訪日中だったGATT事務局長は、英国や仏国のみならず、三五条援用国が相当数に上るような情勢を危惧し、GATT二三条の新解釈適用に関する選択的宣言案を研究したいとの意見を述べた。また事務局長は、問題の焦点が日本の繊維の競争力にあることを指摘し、

何らかの対策が必要であると述べたが、日本側でこの問題を検討した結果、日本の繊維業界は、大量の滞貨処理、操業強化等、国内の不況対策に忙殺され、輸出の全面的調整を考える余裕はなく、近い将来において市場協定的な対外協議を行う見込みはないとの結論に達した。

日本は六月中旬、ベネルクス三国とオーストリアに対し、三五条援用を思い止まり、萩原私案を再考するよう申入れたが、各国を翻意させることはできなかった。萩原公使は、英、仏、豪州等の三五条援用は不可避と認められるが、ベネルクス三国やオーストリアに対しては、綿布問題で輸出調整措置をとるなど、三五条援用回避に向けた対策が必要であると意見具申した。しかし外務本省からは、繊維輸出政策の根本に触れざるを得ないので、まずは通産省の広川技官を欧州に派遣し、現地実情を調査した上で具体策を決定したいとの回訓がなされた。また本省は、二三条新解釈につき米国からベネルクス三国などへ働きかけを行ってはどうかとの意見だったが、萩原公使は米国の申入れは効果が期待できず、三五条の援用を考える国は英国の態度を見守っている。英国が二三条で十分なセーフガードになると認めるか、少なくとも英国と二三条につき交渉中と各国に説明することが必要であるとの意見を示した。

このような状況下で、七月七日から開催する予定だった臨時会期間委員会は、日本問題以外の理由で延期となり、日本加入投票の期日である八月一日以前に二三条新解釈の討議を行うことは困難となった。GATT事務局長は、一二ないしは一三か国から三五条を援用さ

れるような情勢下では、加入申請を再考するか、三五条援用国への報復手段や三五条援用の効果を一時的にする方策を検討すべきであると、日本側へ対応方針を照会した。

七月八日、本省は萩原公使への電報で「多数の国が三五条を援用すれば、わが国が期待する輸出増進の実益が著しく減殺され、他方で加入による輸入貿易政策への制約もあるもので、加入はむしろ有害ではないかとの議論が日本国内に現れてきているが、政府は加入申請の撤回を考へておらず、また二国間協定による三五条援用回避は取り得ない。ただし報復的措置も複関税を除き、適当な材料が少なく、日本としては「三五条援用の効果を一時的にする方策を検討する」という事務局長の意見に賛成する」旨を伝えた。

萩原公使は直ちに事務局長と協議し、多数国から三五条援用を受け、ても加入手続きを進め、秋に開催される会期間委員会以降に援用撤回を求めていく方針とした。なお、日本政府は七月二五日、衆議院において外務省経済局長が答弁し、三五条を発動して日本に差別関税を適用する国に対しては、GATT税率を適用せず、先方の態度如何によつては複関税を設定して対抗することも考慮中であると表明した。

(採録文書数56文書)

3 産業保護の保証をめぐるドイツ・インドとの交渉

(1) ドイツ

ドイツは対日関税交渉への参加を表明したが、一九五五年一月二二

日、日本に対して、国内産業保護のため、綿製品など特定の日本産品に対する輸入数量制限が可能となるような双務協定を結びたいと提案した。日本側は当初、ドイツ提案はGATTの枠内で解決すべき問題であるとして、これに応じなかった。

ところがドイツは関税交渉が進むにつれ、日本が何らかの保証を認めなければ、関税交渉を妥結しないという姿勢を示した。そこで萩原公使は五月一〇日、GATT二三条の新解釈を双務的に適用する案の提示につき、本省の承諾を求めた。本省では、一旦、関税交渉に入つたドイツが日本の加入支持を撤回して賛成投票をせず、三五条を援用することはないと判断だったが、萩原公使はドイツが米国に次ぐ規模の交渉相手であり、しかも欧州で唯一の日本支持の有力国であることから、先方の希望に応えないリスクを冒すべきではないという意見だった。

本省サイドは、関税交渉とは別問題で、かつ明白な差別条件を要求して、応諾しなければ関税交渉を成立させないというドイツの態度には承服しかねるところがあつたが、関税交渉の円満解決のため、セーフガードに関する公文案を作成し、五月二四日に萩原公使からドイツ代表へ手交した。その結果、同二五日に、ドイツとの関税交渉は妥結に至つた。

その後、ドイツは投票を留保していたが、七月一八日付け口上書で、日本が公文交換に承諾することを条件に、日本加入議定書への署名に同意した。そして八月九日、両国はセーフガードに関する秘密公文の

交換を完了した。これによりドイツは八月一日の期限間際で日本加入に賛成投票を投じた。ただしドイツは、議定書に基づく譲許の適用を事務局に通報せず、一年以上にわたり日本に対してGATT税率の適用を実施しなかった。

(採録文書数21文書)

(2) インド

インドは発展途上にある国内産業を保護するため、競合する安価な日本品の対印輸出に対して、日本に何らかの配慮を求め、対日関税交渉には参加しなかった。そこで萩原公使は一九五五年三月上旬、「通商上に困難があればGATTの規定により協議の用意があり、インドが関税交渉に参加すれば協議の機会を提供する」旨をインドへ提示した。しかしインドは萩原提案だけでは実質的保証とはならないとして、関税交渉に応じなかった。

そこで日本はバンドン会議に出席中の高橋代表が四月一九日、ネール首相と会談し、GATT問題での日本支持を訴えた。その際、インド商工次官は、産業保護について書面での保証を求めたため、日本は五月上旬に書簡案を作成して提示したが、インドはこの書簡案に不満だった。そこで日本は六月一日、書簡案に「インドの特定産業について重大な損害が発生した場合、日本は最大限の考慮を払う」旨を追加した最終案を提示したが、これにもインドは満足しなかった。ニューデリーの三宅臨時代理大使は、インド側と協議して修正案を作成し、六月五

日に本省に請訓したが、対日関税交渉がインド不参加のまま終了したため、同一〇日、書簡案の交渉は打ち切りとする旨の回訓がなされた。日本はその後、六月一日の最終案ないしはGATT二三条の新解釈のフォーミュラであれば、協議に応じるというスタンスをとったが、インドとの交渉は平行線をたどり、八月四日、インドは三五条を援用して、日本加入には賛成票を投じた。

(採録文書数20文書)

六 GATTへの正式加入

1 加入議定書への署名

一九五五年三月下旬、GATT事務局において日本加入議定書の草案が作成され、四月一九日、関税交渉参加国を構成員とする委員会で開催された。議定書には関税交渉に参加した既締約国が今回の関税交渉で認めた関税譲許の表(附属書A)と、わが国が既締約国に対して認めた関税譲許の表(附属書B)が添付されることとなっていた。また、日本加入を決議する加入決定案も同時に作成されたが、加入決定案は議定書とは分離された。これは関税交渉に参加しない国に対して加入支持を容易にするねらいがあった。

六月七日、関税交渉が完了すると、同日中に、日本をはじめ、カナダ、デンマーク、フィンランド、イタリア、ペルー、スウェーデン、ウルグアイが署名し、翌八日には米国が署名した(六月二八日時点で日本を含む一四か国が署名し、署名が開放された年末までに関税交渉参加

一七か国すべてが署名を完了した。

なお、議定書にはサンフランシスコ平和条約第三条の島嶼に本議定書が適用されない旨が規定されたが、これは沖縄があくまでも日本の領土であることと、日本が正式加入しても日本としては沖縄にはGATTの規定および譲許を適用できないことを明らかにしたもので、萩原公使の意見で議定書に加えられた規定だった。

(採録文書数23文書)

2 加入決定案への賛成投票要請

一九五五年六月七日、関税交渉完了とともに、GATT事務局は全締約国に対して日本加入決定案への賛否を八月一日までに投票するように要請した(締約国の三分の二の賛成をもって日本の加入が成立する)。六月二十八日、外務本省はまず関税交渉参加国に対し賛成投票を要請するよう関係公館へ訓令を発し、その後、不参加国にも順次、賛成投票の徳漣を試みた。

七月二十九日時点で賛成投票国は一五か国となったが、この中には三五条を援用して賛成投票を行った仏国が含まれていた。また七月二十九日には英国が同様に三五条を援用して賛成投票を行う意向を内密に通報してきた(八月八日投票)。さらに八月三日にはインドが、八月八日にはベルギーとルクセンブルグが三五条を援用して賛成投票した。

日本はGATT事務局と相談して、投票期日の八月一日には投票結果のみを発表し、三五条援用については援用通告期限の九月一〇日

直前まで公表しないこととし、援用国に対しても期限末期まで援用を公表しないよう配慮を求めた。

(採録文書数45文書)

3 正式加入の実現

一九五五年八月八日、日本はGATT加入に必要な賛成票を獲得した。八月一日の最終結果は、賛成三三、棄権一だった(棄権したのは南アフリカで、同国は翌一二日に棄権を賛成に訂正したため全会一致となった)。またGATT三五条援用国は、期日の九月一〇日には一四か国(イギリス、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、南ローデシア、インド、キューバ、ハイチ、ブラジル、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、オーストリア)に達した。

九月一〇日、日本加入議定書が発効し、日本はGATTの正式締約国となった。同日以降、日本の関税は現行国定税率とGATT税率の二本立てとなり、GATT税率の適用を受ける国は、三五条を援用しないGATT締約国(二〇か国)、サンフランシスコ平和条約の批准国で日本に対し最恵国待遇を与えている国(英国、ベルギー、オランダなど一八か国)、二国間平和条約締結国(中華民国、インドの二国)など五〇か国で、相互条件確認の上でルクセンブルグ、オーストリアにも適用されることとなった。従って、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、南ローデシア、キューバ、ハイチ、ブラジルの八か国には、これらの国の日本に対する関税上の待遇に対

応して、国定税率ないしは複関税を課すこととなった。

正式加入後は、三五条援用国に対する三五条早期撤回が課題となるが、八月三十一日、湯川経済局長と会談した米国務省幹部は、援用に至った各国の事情はまちまちであり、一律に同じアプローチで臨むことは難しく、自然解消するまで時期を待つのが良いとの意見を述べた。また九月二日、萩原大使は会期間委員会で、次回締約国会議において三五条援用問題を討議すべきと提案し、異議なく採択された。日本は以後、三五条撤回に向けた外交努力を続けていくこととなる。

(採録文書数33文書)

三、使用記録

- A'.1.5.0.3 古田総理欧米訪問関係一件 (1954.9) 第四卷
 - B'.5.2.0.J/BI 日英通商航海条約関係一件 第一卷
 - B'.5.2.0.J/BE1 日本・ベルギー支払協定関係一件 第一卷
 - B'.5.2.0.J/CA1 日本・カナダ通商協定関係一件 第二卷
 - E'.3.3.1.5-5 米国対外経済関係 ランドール委員会関係
 - E'.3.3.1.6-5-1 米国貿易関係 関税関係 互惠通商協定法 第一卷
 - E'.4.1.0.7 関税及び貿易に関する一般協定関係 第三～五卷
 - E'.4.1.0.7-1 関税及び貿易に関する一般協定関係 総会関係 第二卷
 - E'.4.1.0.7-4 関税及び貿易に関する一般協定関係 日本の仮加入
- 関係 第一～二、一七卷

- E'.4.1.0.7-5 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 第一～五、七～九卷
 - E'.4.1.0.7-5-1 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 加入のための国内手続 第二、四卷
 - E'.4.1.0.7-5-2 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 対米国関係 第一～四卷
 - E'.4.1.0.7-5-3 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 対英国関係
 - E'.4.1.0.7-5-4 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 対ブラジル関係
 - E'.4.1.0.7-5-5 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 対ビルマ関係
 - E'.4.1.0.7-5-6 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 対ベネルクス諸国関係
 - E'.4.1.0.7-5-7 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 対カナダ関係
 - E'.4.1.0.7-5-8 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 対ドイツ関係
 - E'.4.1.0.7-5-9 関税及び貿易に関する一般協定関係 一九五五年日本加入のための関税交渉関係 対インド関係
 - E'.4.1.0.7-9 関税及び貿易に関する一般協定関係 三五条問題
- 第一、二、四卷